

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意ください情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款により、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

○**保険プランとは：勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険、産業医等活動賠償責任保険、歯科医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険の5つを指します。**

1. 告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。*代理店には、告知受領権があります。

2. 通知義務

<勤務医向け医師賠償責任保険><開業医向け医師賠償責任保険><産業医等活動賠償責任保険><歯科医師賠償責任保険>
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
<看護職賠償責任保険>
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じる場合が判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

3. 補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や当社以外の保険契約を含みます。)がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

4. <重大事由による解除について>

以下に該当する場合は、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者または被保険者が引受保険会社はこの保険契約に基づき保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

5. 他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

6. 引受保険会社が経営破綻した場合等

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金・返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の人数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険、産業医等活動賠償責任保険、歯科医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険は80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

7. 保険契約者の権利について

本契約はMRM研究会を被保険者として、会員である医師・歯科医師・看護職等を被保険者とする勤務医向け医師賠償責任保険・開業医向け医師賠償責任保険・産業医等活動賠償責任保険・歯科医師賠償責任保険・看護職賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、MRM研究会(メディカルリスクマネジメント情報連絡協議会)が有します。

8. 保険プランの詳細について

このパンフレットは、勤務医向け医師賠償責任保険・開業医向け医師賠償責任保険・産業医等活動賠償責任保険・歯科医師賠償責任保険・看護職賠償責任保険の内容をご説明したものです。詳細につきましては、契約者である団

体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款およびこれに付帯する特約条項により。保険約款およびこれに付帯する特約条項内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、これらの保険の内容について、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。又、加入を申込みの方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

9. 示談交渉について

保険会社が被害者の方との示談交渉を行う『示談交渉サービス』はございません。従いまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身及び病院側で担当者に、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談締結された場合には、賠償額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

10. 事故時の対応について

示談交渉サービスはありませんが、事故の第1報を受取り次第、当方では事故の状況に応じ弁護士、保険会社の損害担当者、取扱代理店、医経コンサルタント等を配し、ご本人及び病院側で担当者と緊密にコンタクトを取りながら、具体的な交渉方法等について適切なアドバイスを行います。
保険事故または保険事故の原因となる偶発事故が発見したとき、または事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

11. 代理店の業務について

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限りとなりますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。